

不生者不取正覚光明遍照十方世界念佛衆生撰取不捨ノ御誓タ

カヘ給ワス必ス引攝ヲ垂給ヘト唱モアヘ給ハス海ニ飛入り給

シ音斗ソカクカニ船底ニ聞ヘシカトモ消ハテ絶入ニシ心ノ内

ナレハ夢ニ夢ミル心地シテ貞ニモ覚ヘ不待^キ(第六末)

(注)

覚一本は①(校異⑦のところまで)と大差ない。従って、①との異同を①の校異部に細字で記した。延慶本と覚一本は別文である。

(甲)①は清盛の「みたりかハシ」^キを示すものであろう。

(甲)②は安徳天皇入海、靈剣喪失ということの解釈である。

覚一本は延慶本の、③を天照大神のことに改め⑥「月讀ノ尊」を削るなど、天照大神を中心にした表現にしている。

(丁)①延慶本は(甲)国王守護の項に入れることができる。

覚一本の(丁)①②では安徳天皇が「伊勢大神宮に御いとま申させ給」ことが設定されている。これは、天皇の最後をみごとにしあげたものだが、言うまでもなく、伊勢神宮と天皇との不離の関係を背景にしている。

覚一本は天皇と天照大神を密着させることによって、個々の場面を生かしているのである。
(未完)

① 時ノ有識ノ人々申合^②ケルハ八幡大菩薩百王鎮護ノ御誓不淺
 石清水ノ御流^④盡セサル上ニ天照大神月讀ノ尊明ナル光未地
 ニ落^⑦給ワス未代堯季ナリト云トモサスカ帝運ノ極レル程ノ
 御事ハアラシカシト申合ケレハ^⑩或博士ノ^⑬申ケルハ昔出雲
 國^⑭ニシテ素盞尊ニ被切奉^⑮タリシ大蛇靈劔ヲ惜ム執心深シ
 テ八ノ頭八ノ尾ヲ標示トシテ人王八十代ノ後八歳ノ帝ト成テ
 靈劔ヲ取返テ海底ニ入ニケリトソ申ケル^⑰(第六本)
 校異 ①「その」アリ ②「れ」アリ ③昔天照大神、百王
 をまもらんと御ちかひありける、其御ちかひいまだあ
 らたまらずして ④「いまだ」アリ ⑤つき ⑥の日
 輪の ⑦「させ」アリ ⑧⑨ナシ ⑩きはまる ⑪申
 され ⑫「其中に」アリ ⑬「かんかへ」アリ ⑭「
 ひの川上」アリ ⑮ナシ ⑯きりころされ ⑰ナシ
 ⑱心さし ⑲沈み給ふにこそ ⑳㉑ナシ

(丁)その他

①君ハ^①知食サスヤ^②穢土ハ心憂所ニテ夷共カ御舟ヘ矢ヲ進ラ
 セ候トキニ極樂^⑤トテヨニ目出所ヘ具シ進セ候ソヨトテ王城^⑦
 ノ方ヲ伏拜給テクタクカレケルコソ哀ナレ南無帰命頂礼天照大
 神正八幡宮隨ニ聞食セ吾君十善ノ戒行限り御坐セハ我国ノ主
 ト生サセ給タレトモ未幼クオワシマセハ善惡ノ政ヲ行給ワス
 何ノ御罪ニ依テカ百王鎮護ノ御誓ニ漏サセ給ヘキ今カ、ル御
 事ニ成セ給ヌル事併ラ我等カ累葉一門万人ヲ輕シメ朝家ヲ忽

延慶本「平家物語」、源平盛衰記・覺一本平家物語」における天照大神

緒シ奉雅意ニ住テ自昇進ニ驕故也願ハ今生世俗ノ垂迹三尸那
 ノ神明達賞罰新ニオワシマサハ設今世ニハ此誠ニ沈ムトモ來
 世ニハ大日遍照彌施如來大悲方便廻シテ必ス引接シ玉ヘ今ソ
 シルミモスソ川ノ流ニハ浪ノ下ニモ都アリトハト詠シ給テ最
 後ノ十念唱ツ、波ノ底ヘソ被入ケル^⑨(第六本)
 校異 ①「いまた」アリ ②れさふらはす ③「先世の十善
 戒行の御ちからによて、今万乘のあるしと生れさせ給
 へとも、悪縁にひかれて、御運既につきさせ給ひぬ。
 まづ東にむかはせ給て、伊勢大神宮に御いとま申させ
 給ひ、其後西方淨土の來迎にあつからんとおほしめし
 西にむかはせ給ひて、御念佛さぶらふべし」アリ ④
 この國は心うきさかゝるにてさぶらへば ⑤「淨土」ア
 リ ⑥ナシ ⑦と、なく／＼申させ給ひければ、山鳩
 色の御衣にひんつらゆはせ給て、御涙におぼれ、ちい
 さくうつくしき御手をあはせ、まづ東をふしをかみ、
 伊勢大神宮に御いとま申させ給ひ、其後西にむかはせ
 給ひて、御念仏ありしかば、二位殿^⑮やがていだき奉り
 ⑧のさふらうそとなくさめたてまで、ちいろの ⑨い
 り給ふ

⑩先伊勢大神宮ノ方ヲ伏拜奉リ給テ西ニ向ヒ流轉三界中恩愛不

能斷棄恩入無為真實報恩者南無西方極樂教主阿弥陀佛ト十念
 高聲ニ唱給テ設我得佛十方衆生至心信樂欲生我國乃至十念若

(丁)その他

①抑少納言惟長とて相人あり是ハ左大臣俊家の息男阿古丸大納言宗通^②の孫備後前司季通の子息なり此人の相したる事一事も不違けれハ時の人相少納言と申す其人 此宮をハ^⑤位につかせ給へき相まします天下の事覚召捨させ給へからすと申し^⑧事覚召出て帝位をふむへき時のいたるにもや頼政入道もかくハ申らめ又天照太神の御計にてもや有らんとて不敵に覚召立て^⑩(卷第十三)

校異 ①ナシ ②「卿」アリ ③か子、少納言伊長と申し候

は勝たる相人也ければ ④とぞ申ける。其 ⑤ナシ

⑥「みまいらせて」アリ ⑦はなたせ ⑧申けるうへ

源三位入道もか様に申されければ、さてはしかるへき

⑨告やらんとて、ひしひしと ⑩た、せ給ひけり

㊦天子の位は人力の及所にあらず天照太神の御はからひと申な

から惠亮の効驗山門の面目にて嫡子を越て二弟位に付給へり

それよりして 山門の訴状には 今の代までも惠亮なつきを

くたき^⑥ 尊意^⑦ 劔をふるるとハ書とかや^⑧ (卷第三十二)

校異 ①ナシ ②「こそ」アリ ③ナシ ④「いさ、かの事

にも」アリ ⑤ナシ ⑥「しかは、二帝位につき給ひ

アリ ⑦「智」アリ ⑧振しかは、菅丞納受し給ふと

も傳へたれ ⑨「是のみや法力にてもありけむ。其外

はみな天照大神の御はからひとそ承る」アリ

(乙)延命は桜の花についてである点で一(乙)国王延命と異なる。源平盛衰記においては、「天照太神に祈」ったのは添加なのであるが「千はや振」の歌で、むしろ、天照太神の靈験の灼なことが強調されてしまっている。天照太神は天皇に關つてるので、一(乙)が本来のものだろうと考えるが、源平盛衰記・覚一本圈では、天皇と關りなしの延命神に進出しているのである。天皇への関りからいえば、覚一本よりも源平盛衰記が薄い。

(丁)の二例は共に日嗣を決定する神として受け取られているものである。この種の性格が一にも二A・Cにも出てこないことから考えれば、源平盛衰記・覚一本圈における特徴ということになる。源平盛衰記・覚一本圈では日嗣を決定するものとしての天照大神を言葉にかけることに出たのである。

天皇に接し、離れる、この矛盾した傾向は、いずれも一になかったことから、源平盛衰記・覚一本圈における天照太神信仰の高まりという方向から理解すべきではなからうか。

C 延慶本と覚一本で共通するもの

(甲)国王守護

①誠二天下ノ^① 政ハ主上攝祿ノ御計ニテコソ有ヘキニ縦ヒ其儀

コソナカラメ^④ イカニシツル事共ソヤ天照大神春日大明神ノ

神慮^⑤ モ側カタシ(第二本)

校異 ①「御」アリ ②ナシ ③ナシ ④「こは」アリ ⑤

「の程」アリ

略)然則行家加先代於訪江波天照野太神野初天日本國能警戸於

押開天新仁豊葦原野水穗尔濫觴志給那里彼能天降給宇聖躰波忝

那久行家加三十九代野祖宗那里(中略)風聞能如幾波太神宮

ヨリ神鎬於放知給宇入道其能身尔中天亡勢里登是於見是於聞具

尔上下万人(25)宮中民烟何尔人加靈威於畏礼佐羅牟誰人加源家於

仰加佐羅牟哉抑東海諸國之太神宮御領事依先例分神役可(27)備進

御年貢之由雖加下知或恐平家不下使者或有濟納依路次之狼藉不

能運送歟(中略)羨天照皇太神此及状於平計安良計聞食志天無為

無事尔上洛於令女对速尔鎮護國家能衛官於成志給江天皇朝廷

乃寶位動具古登無具源家乃大小從類恙無具志天夜乃守里曰乃守

尔護里幸ヒ給江登恐々礼申給江登申須(中略)此祭文に神馬

三足銀劔一振上矢二筋相具して太神宮へ奉進す(卷第二十七)

校異 ①サテ ②「国」あり ③なし ④願書ヲソ奉ケル ⑤

願書 ⑥掛クモ畏キ ⑦⑧⑨⑩なし ⑪「ノ」あり ⑫

「ク」あり ⑬⑭⑮⑯なし ⑰給フ ⑱玉ヘル ⑲なし

⑳「随又」あり ㉑なし ㉒玉テ ㉓自己ニ没世利 ㉔

聞テ ㉕「況」あり ㉖ノ氏人等 ㉗「令」あり ㉘な

し ㉙令ル下サ使者有 ㉚なし ㉛忘天 ㉜「逐」あり

㉝なし ㉞無残悉ク書夜ニ守利護リ奉 ㉟申次状 ㊱

なし

(丁)その他
①地主権現 ②と申ハ狗留尊佛の時天竺の南海に一切衆生悉有佛性
延慶本『平家物語』、『源平盛衰記』・覚一本『平家物語』における天照大神

と、なふる波立て東北方へ引けるにかの波にのりて留らん所
に落つかんと思召けるにはるかに百千万里の波路をしのきて
小比叡の杉の下にと、ませ給けりその、ち天照大神の岩戸
をひらき天の御銚をもつて海中をさくらせ給ひしに銚にあた
る人ありたれ人そと尋給ひけれハ我はこれ日本國の地主なり
とそ答給ひける(卷第四)

校異 ①「十禪師」あり ②天照大神ノ御子也

㊲御神馬をひかる、事大神宮石清水より巖嶋までに八社ときこ

ゆ(卷第十)

校異 ①なし ②ヲ初奉テ ③ニ至マテ・④廿三 ⑤也

B 源平盛衰記と覚一本で共通するもの

(乙)延命

殊に執し思はれける櫻あり七日にさきちる事を歎て春毎に花の

命をおしミテ(2)太山府君をまつられける上天照太神に祈申させ給

ひけれハ三七日の齡を延たりけりされはかくそ思ひつ、け給ひ

ける千はや振現神人のかミたれハ花もよはひハのひにける哉と

人の祈実ありけれハ神の靈驗あらたにして七日中に發ちる花な

れとも三七日まで遺あり(卷第二)

校異 ①櫻はさいて七箇日にちるを、餘波 ②ナシ ③れ ④

まで餘波ありけり ⑤ナシ ⑥君も賢王にてましませば

神も神徳を耀かし、花も心ありければ、廿日の齡をたも

ちけり

(覚)

(注) 延慶本は古典研究會叢書影印本に、覚一本は日本古典文学大系本にそれぞれ依った。

(甲)のうち、①⑩には「みたりかハしく君を傾」けるといふ意味が含まれている。これらは、ともに、「臣下」清盛と「國王」後白河の緊張を背景にしている言葉である。従つて、これらは『平家物語』冒頭の「舊主先皇のまつりことにもしたかはす」といふ清盛の、その様を示していることになる。

又、③においては、源平盛衰記、延慶本が「神璽寶劔内侍所もたいてして」いる旨を添加させて、天皇としての正統性を強調しているが、覚一本はそれに触れない。しかし、覚一本には「我君をこそ」といふ表現があつて、これも、他二本と共に、安徳、後鳥羽の正統性を踏まえているのである。これは「御国争い」といふ把握を物語る。

(乙)は「延命」といふ受け取り方でよいのか気になるが、「天子はうさん千秋万歳」といふ寿命に関する祈りになつて注目にしたい(安徳天皇のはかない運命という事実に対してはいるが)。(丙)の項には(丁)倭武尊の条も入れることができるので、全部で六例となる。天照大神よりも伊勢大神宮という言葉が使われる傾向があり、①⑧⑨には全く天照大神が出てこない。

①⑩は源氏討伐であり、⑧⑨⑪は平氏討伐である。

①では奉幣使中臣定隆の頓死などが記され、「平家の方人する者

ハ僧俗共に死にけれハ仏神御納受なしといふ事顕然なり」とまとめられている。これに、対応しているのが(住吉社のことではあるが)⑥である。これらは、「天の責」といふ方向で平氏の滅亡をとらえるものであろう。

猶お、③において、源平盛衰記、延慶本は「平家追討」を祈りとして直接あげているが、覚一本はこれをあげず、安徳天皇の還御にかえていふ。

(丁)のうち、①⑩は「國王」の祖という関係で言及されたものである。

又、正八幡宮と対をなしているものが、(甲)①・⑩・③、(乙)、(丙)③、(丁)⑧と六例あるが、(甲)國王守護の項でその半数を占めているのが注目される。

二

次に、二本に共通する記事をみてゆきたい。

A 源平盛衰記と延慶本で共通するもの

(丙) 国軍援助

① 十郎藏人ハ所々の軍にまけて三河の國府にいきつきるて是より伊勢太神宮へ祭文をまいらする其状に云く再拜く伊勢乃渡會野五鈴能河上乃下津磐根仁大官柱於廣敷立天高天原尔千木高知天祝申定奉留天照皇太神能廣前仁恐々申給江登申須(中

神豊鋤入姫命ニ授奉テ大和國笠縫村磯城ヒホロキニ遷奉
 リ給タリシカトモ猶靈威ニ怖給テ天照大神返シ副奉給彼
 御時石凝姫ト天目一箇ノ二神ノ苗裔ニテ劔ヲ鑄替テ御守
 トシ給(延)天照大神を大和國笠ぬいの里、磯がきひろ
 きにうつしたてまつり給ひし時、この劔をも天照大神の
 社壇にこめたてまつらせ給ひけり。其時劔を作りかへて
 御まもりとし給ふ(覚) ⑱「御」アリ(覚) ⑲威本
 ノ劔ニ相劣ラ(延・覚) ⑳「今ノ寶劔即是也草薙劔ハ
 崇神天皇ヨリ景行天皇ニ至給マテ三代ハ天照大神ノ社壇
 ニ崇置レタリケルヲ」あり(延) 「あまの村雲の劔は、
 崇神天皇より景行天皇まで三代は、天照大神の社壇にあ
 がめをかれたりけるを」アリ(覚) ㉑卷向日代ノ朝ノ
 御宇(延)景行天皇の御宇(覚) ㉒なし(延)六月に
 (覚) ㉓叛逆ノ間関ヨリ東静ナラス依之時帝景行天皇
 第二ノ皇子日本武尊ノ御心モ武ク御力モ人ニ勝テオワシ
 マシケレハ此皇子ヲ大將軍トシテ官軍ヲ相具テ平ラレシ
 ニ同年ノ冬十月ニ出給テ伊勢大神宮ヘ詣給テ(延)反逆
 のあひだ、御子日本武尊御心もかうに、御力も人にすぐ
 れておはしければ、精撰にあたてあづまへくだり給ひし
 時、天照大神へまいて御いとま申させ給ひけるに、御い
 もうと(覚) ㉔宮大和姫命ヲシテ天皇ノ命ニ随テ東征
 ニ趣ク由ヲ申給タリケレハ(延)尊をもて(覚) ㉕ト

延慶本『平家物語』、『源平盛衰記』、一覚一本『平家物語』における天照大神

テ崇神天皇ノ御時内裏ヨリ移置レタリケル天叢雲劔ヲ獻
 給日本武尊是ヲ給テ(延)とて、靈劔を尊にさづけ申給
 ふ(覚)

① 内侍所 ② は昔天照大神 ③ あまの岩戸にまし／＼ける時わか御
 かたちをうつしと、め給へる御か、みなり ④ 天神手に寶鏡をさ
 、けてあまのをしほみ、の尊にさつけ給ていはくわか子孫この
 寶鏡を視してハかならず我をみるとおもへおなしく殿に床を一
 にしていはひ奉とてさつけ奉るより次第にあひつたはりて一の
 御座ありけるを(卷第四十四)

校異 ①「抑」アリ(覚) ②「ト申」あり(延・覚) ③「
 昔」あり(延・覚) ④「ノ」あり(延) ⑤「御ワシ
 マシ、(延)に閉こもらんとせさせ給ひし(覚) ⑥如
 何ニモシテ我御形ヲ移シ留ントテ鑄給ヘル御鏡也(延)
 いかにもして我御かたちをうつしをきて、御子孫に見せ
 奉らんとて、御鏡をみ給へり(覚) ⑦「一ツ鑄給タリ
 ケルカ是悪シトテ不用シテ紀伊國日前國懸ト奉祝」あり
 (延) 「さきの御鏡は紀伊國日前國懸の社は也」アリ(
 覚) ⑧又一ツ鑄給へり是ヲハ我子孫此鏡ヲ見テ我ヲ見
 カ如ニ思給へ同殿ニ祝床ヲ一ニシ給へトテ御子ノ天ノ忍
 穂耳ノ尊ニ授奉リ給タリケルカ次第ニ傳リテ人代ニ及ヒ
 (延)後の御鏡は御子あまのにいほみの尊にさづけまい
 らせさせ給ひて、殿をおなじうしてすみ給へとぞ仰ける

ケリ(延)に院宣をつかはせども、院宣宣旨もみな平家
の下知とのみ心得て、したがひつくものなかりけり(覚)

①これ神劔なり我わたくしに安せんやとて即天照太神に奉る天神

大に悦まし／＼て我天の岩戸にとちこもりし時近江の國伊吹の

ミねに落したりし劔なりとそ仰けるかの大蛇といふは伊吹の大

明神の法躰也かの劔大蛇の尾にありける時つねにくる雲たなひ

きおほひけるゆへ天のむら雲の劔と八名つけたり天照太神の御

孫あまつひこねの尊を^⑥あしはらのミつほの國の主とせんとて

天くたり奉り^⑩し時八咫鏡村雲の劔神璽三種の神器をさつけ奉

りしその一なり代々みかとの御たからなれば寶劔といふそさの

おのみこと、申はいまの出雲國杵築の大社これなり(中略)^⑫

崇神天皇御宇神威におそれまし／＼^⑮同殿不輒とて更に劔をあ

らため鏡を鑄うつしふるきを八太神宮に返しをくり奉る新鏡新

劔を御守りとす^⑱靈験まつたくおとらせ給はす景行天皇四十年

夏六月に東夷朝家をそむいてせきより東しつかならず天皇倭武

尊に命して数万の官兵さしそへて東國へ發向す十月朔癸やまと

たけのみこと道に出給ひて^⑳伊勢太神宮を拜し給ひいつき

の宮やまとひめの命をもていま天皇の命をかうふりて東征にお

もむきもろ／＼の叛者を打こ、にやまと姫のみことあまのむら

雲の劔をとりてやまとたけのみことにさつけ奉ていはく慎懈こ

となかれ汝東征せんにあやうからん時ハその劔をもてふせいて

たすかる事を得へし又にしきのふくろをひらいて異賊をたいら

けよとてむら雲の劔に錦の袋をつけられたり倭武尊これを給て

(卷第四十四)

校異 ①是神劔也尊是ヲ取テ我何カ、私ニ安セムトテ(延)是

をとて(覚) ②獻給(延)たてまつり給ふ(覚) ③

天照大神是ヲ得給テ此劔ハ我高天原ニ有シ時今ノ近江國

伊吹山ノ上ニテ(延)これはむかし、高間の原にてわが

(覚) ④是天宮御寶ナリトテ(延)とぞのたまひける。

大蛇の尾のなかにありける時は、村雲つねにおほひけれ

ば、あまのむら雲の劔とぞ申ける。おほん神これをえて、

あめの宮の御たからとし給ふ(覚) ⑤なし(延・覚)

⑥「豊」あり(延・覚) ⑦ノ中津(延)中津(覚)

⑧なし(延)し(覚) ⑨天孫ヲ降(延)天孫をくだし

(覚) ⑩「給シ」あり(延・覚) ⑪此劔ヲ御鏡ニ副

テ獻リ給ケリ爾ヨリ以来代々ノ帝ノ御守トシテ大内ニ崇

奉レタリ此劔大蛇ノ尾中ニ有ケル時黒雲常ニ覆ヘリ故ニ

天叢雲劔ト名ク彼大蛇ト申ハ今ノ伊吹大明神是也(中略)

彼尊ト申ハ出雲國杵築大社は也(延)この劔をも御鏡に

そへてたてまつらせ給ひけり(覚) ⑫なし(延・覚)

⑬「第十代帝」あり(延)「第九代の御門開化天皇の御

時までは、ひとつ殿におはしましけるを、第十代の御門

アリ(覚) ⑭六年神劔ノ靈(延)に及で、靈(覚)

⑮なし(延・覚) ⑯「テ」あり(延・覚) ⑰天照大

よし聞えけれハ皇后異賊を可責旨天照太神に被卜謹て無懈とて
二人のあらみさを差副給へり皇后懐胎月満て産月也續をとき

給時御産の気出来給皇后仰て云く胎内王子慥に聞食妾本朝を守
為新羅異賊をせめんとて遙に海上にうかふ若今生給ハ、必水中
の鱗と成給へし君我國の主と成て百王の位に付給へくハ異賊を

随へ本朝に帰て誕生し給へと宣命し給けれハ御産氣と、まりて
異國へ渡給しに 二人 ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭
新羅高麗の西戎を ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲
たいらけて日本に帰り筑前國にして御産

あり(中略) ⑳ ㉑
も被差副けるにこそ昔の征伐今の神託御たのもしく覚召す(卷
第四十三)

校異 ①なし(延・覚) ②なし(延・覚) ③なし(延・覚)

④責給シ時(延・覚) ⑤伊勢大神宮(延) 伊勢大神宮

より(覚) ⑥奉ル(延)させ給へり(覚) ⑦なし(延

・覚) ⑧「カノ」あり(延) ⑨神(覚) ⑩「ノ」

あり(延) ⑪御神(延)ナシ(覚) ⑫御船ノ(延・

覚) ⑬なし(延) ⑭守給ケレハ(延)ナシ(覚)

⑮「即」あり(延) ⑯なし(延・覚) ⑰「やすく」

アリ(覚) ⑱誅平テ帰給フ(延)せめおとされぬ(覚)

⑲なし(延・覚) ⑳なし(延・覚) ㉑なし(延) 昔

の征戎の事をおぼしめしわすれず、いまも朝の怨敵をほ
ろぼし給べきにやと、君も臣もたのもしうぞおぼしめさ

延慶本『平家物語』、『源平盛衰記』・覚一本『平家物語』における天照大神

れける(覚)

(丁)その他

①さすか我朝ハ邊鄙粟散のさかひと申なから天照太神の御子孫國
の主として天兒屋根尊の御末朝 ②政をつかさとり給しより以来
(卷第六)

校異 ①地(延・覚) ②「の」アリ(覚)

③君は天照太神四十八代の御苗裔太政法皇の第二の御子にてわた
らせ給へは(卷第十三)

校異 ①世(覚) ②苗裔太上法皇第二ノ皇子也(延)末、神

武天皇より七十八代にあたらせ給ふ(覚)

①すへて東國北國に限らず南京北京の大衆四國九こくの住人熊野
の金峯 ②の僧徒伊勢 ③石清水の神官までも悉く平氏をそむき源
氏に心を通しけれハ四方に宣旨を ④下し諸國に勅使をつかハせ
とも更に是を不用(卷第二十八)

校異 ①なし(延・覚) ②都(延・覚) ③嶺(延・覚)

④ナシ(覚) ⑤なし(延・覚) ⑥「山」あり(延・

覚) ⑦「大神宮」あり(延・覚) ⑧なし(延・覚)

⑨神官宮人ニ至(延)祭主神官にいたる(覚) ⑩なし

(延・覚) ⑪一向(覚) ⑫家(延・覚) ⑬背テ(

延・覚) ⑭通ス(延)かよはしける(覚) ⑮「なし」

アリ(覚) ⑯へ院宣ヲ下サルトイヘトモ宣旨モ院宣モ

皆平家ノ下知トノミ心得テケレハ從ヒ付者一人モナカリ

に下津盤根に大宮柱¹⁹ 廣敷立て祝はしめ奉給しよりのち八崇廟²⁰ 社稷の天照太神にましませは崇敬奉らせ給事吾朝六十余州の三²¹ 千七百五十余社の大小の神祇冥道にもすくれ坐しかとも(巻第²² 三十)

校異 ①六月一日(覚) ②仰ヲ奉テ祭主(延)ナシ(覚)

③權少(覚) ④殿上口ニ(延)殿上の下口へ(覚)

⑤平カナラス(延)しつまらは(覚) ⑥なる(覚)

⑦申サセ給ヒケリ(延)仰下さる(覚) ⑧なし(延・

覚) ⑨なし(延・覚) ⑩ナシ(覚) ⑪なし(延・

覚) ⑫降マシクシ(延)くだらせ給ひし(覚) ⑬

崇神(覚) ⑭「ノ」あり(延・覚) ⑮ナシ(覚)

⑯「大和國笠縫の里より」アリ(覚) ⑰「川ノ」あり

(延) ⑱なし(延・覚) ⑲「を」アリ(覚) ⑳ふ

と(覚) ㉑そめ(覚) ㉒て(覚) ㉓後(延)この

かた(覚) ㉔崇廟社稷ノ神ニオワシマセハ崇敬シ奉ラ

セ給事(延)ナシ(覚) ㉕日本(覚) ㉖(覚) ㉗

ニ勝テマシクシカトモ(延)のなかには無雙也(覚)

① ⑧ 壽永二年九月二日平家追討の御祈のためにゐんより 公卿の勅

使を伊勢太神宮へたてらる 參議倫範卿と聞えて太政天皇の太

神宮へ公卿の勅使をたてらる、事ハ朱雀白河鳥羽三代の蹤跡あ

りといへとも是みな 出家以前の事なりき太政法皇の勅使の例

② ⑩ 今度ハしめとそうけ給はる(巻第三十三)

校異 ①同(覚) ②なし(延・覚) ③法皇(覚) ④「伊

勢へ」アリ(覚) ⑤なし(延) ⑥なし(延・覚)

⑦「平家追討ノ御祈也勅使ハ」あり(延)「勅使は」ア

リ(覚) ⑧修(延)長(覚) ⑨ナシ(覚) ⑩ソ聞

ヘシ(延・覚) ⑪伊勢ノ(延)伊勢へ(覚) ⑫なし

(延) ⑬「御」あり(延・覚) ⑭⑮なし(延・覚)

⑯御出家以後(延・覚) ⑰「は」アリ(覚) ⑱是(

覚)

① ② 同十四日伊勢 石清水賀茂三社へ 奉弊使をたてられ平家追討

の御祈りのうへ三種ノ神器事ゆへなく 返し入給ふへきよし宣

命にのせられにけり上卿は堀河大納言忠親卿なり又今日より神

祇官人ならひに諸社司等本宮本社にして追討の事祈り申へきの

よし院より仰くたされけり(巻第四十一)

校異 ①なし(延) ②三(覚) ③「大神宮」あり(延・覚)

④ニ(延)春日へ(覚) ⑤「院ヨリ」あり(延) ⑥

官(覚) ⑦ラル(延・覚) ⑧平家追討并ニ(延)主

上并(覚) ⑨「都へ」あり(延) ⑩返入セ給ヘキヨ

シヲ祈申サル上卿ハ堀川ノ大納言忠親卿也神祇官人諸社

々司本宮本社ニテ調伏法ヲ行ヘキヨシ同衣仰下ル(延)

かへりいらせ給へと、神祇官の官人、もろくの社司、

本宮本社にて祈誓申すべきよし仰下さる(覚)

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③平大納言時忠卿はひほく、りの直垂に糸蘭の②はかまきて野尻二④

郎に⑤の給ひけるハ⑥やをれ伊村よわか君は天孫四十九世⑦の正統⑧

人王八十一代の御門⑨太政法皇の御孫高倉院后腹第一の皇子に⑩

てわたらせ給へハ伊勢太神宮入かへらせ給て御裳すそ川のなか

れ忝きうへに神代よりつたハリたる神璽寶劔内待所もたいして

まします正八幡宮も定て⑪まもり奉るらん⑫(卷第二十三)

校異 ①ナシ(覚) ②蘭(延) 糸くずの(覚) ③ニテ(延)

立烏帽子で(覚) ④維村 ⑤「打向テ」あり(延) 「

いでむかて」アリ(覚) ⑥なし(延) ⑦なし(延)

それ(覚) ⑧代(延) ⑨「ニテオワシマス」あり(

延) 「なり」アリ(覚) ⑩太上天皇ノ后腹ノ第一ノ皇

子伊勢大神宮入替ラセ給へリ御裳灌河ノ御流忝キ上ニ神

代ヨリ傳レル神璽寶劔内侍所オワシマス(延) 天照大神

(覚) ⑪なし(延・覚) ⑫「我君をこそ」アリ(覚)

⑬ 奉り給ラン(延) まいらさせ給ふらめ(覚)

⑭昔天照太神百王をまもり奉らん為うつしと、め給へる御か、み

なり⑮御ちかひいまたあらたまり給はすハ神鏡実頼か袖にやと⑯

りいらせ給へ(卷第四十四)

校異 ①皇(延) ②守ラント云御誓有ケリ(延) まもらんと

御ちかひありける(覚) ③「其」あり(延・覚) ④

アラタマリ給ワス(延) いまだあらたまらず(覚) ⑤

宿ラ(延・覚)

(乙) 国王延命

昔①は南にむかはせ給て②天照太神八幡大ほさつをおかませ給③

て④天子ほうさん千秋万歳とこそいのらせ給しに(卷第四十八)

校異 ①「世ヲ治メ給シ時ニ」あり(延) ②東(延・覚)

③「南無」あり(延) ④伊勢大神宮(延・覚) ⑤正

八幡宮(延) 正八幡大菩薩(覚) ⑥なし(延・覚)

⑦「御毗ヲ比テ」あり(延) ⑧祈リ(延) 申させ給ひ

しに(覚)

(丙) 国軍援助

①昔朱雀院御宇天慶に純友追討の御祈に太神宮へ甲冑を奉りし例

として②廿一日③の炎上④に焼にけり⑤今度頼朝誅爵の御祈に鐵鎧を太神

宮へ奉らる(卷第二十七)

校異 十四日鐵ノ御甲冑ヲ大神宮へ被獻昔承平將門ヲ追討ノ御

祈ニ鐵ノ甲冑ヲ獻リタリケルカ去嘉應元年十二月廿一日

ノ炎上ノ時焼ニケリ今度モ其例トソ聞ヘシ(延) 九月一

日、純友追討の例とて、くろがねの鎧甲を伊勢大神宮へ

まいらせらる(覚)

②同日藏人右衛門權亮定長仰を承て祭主神祇大副大中臣親俊を殿③

上の口に召て兵革平ハ太神宮へ行幸有へきよし申させ給けるそ④

責の御事と覺て哀なり伊勢太神宮と申ハ天神第七代伊弉諾伊弉⑤

冉尊の御子地神最初の御神也高天原より天降御坐しを垂仁天皇⑥

御宇廿五年と申し、戊申三月に⑦伊勢國渡會郡五十鈴⑧河上⑨

延慶本、源平盛衰記、覚一本間の一致・不一致を目安にして分類し、みていくことにしたい。

まず、延慶本、源平盛衰記、覚一本の三本に共通する記事は次のとおりである(源平盛衰記を本文にし、延慶本、覚一本の校異を後にあげる)。

(甲)国王守護

①これ希代の朝恩に候はずや今これらの莫太の御恩を忘れてみたりかハしく君を傾奉らんと覚召立事天照太神正八幡宮の神慮にも定てそむき給へし(巻第六)

校異 ①非(延、覚) ②朝(延) ③なし(延) ④法皇(覚)

⑤進セマシマサム(延)奉らせ給はん(覚) ⑥

「日月星宿堅牢地神マテモ」あり(延) ⑦御免レヤ候

ヘキ(延)の神慮にも背候なんず(覚)

⑧何事も限りあり彼等ハ臣下也君は國主にまします忝もみもすそ

河の御す系百王億載の御護りをうけさせ給へり草木風になひき

て枝全く万物地に依て生長す非情の心なき猶以かくのことくい

はんや人臣として朝家をあさけり在下上を無代にせん事いさい

さためし多といへとも素懐をとけたる者なしとをきハ三年を過

すた、今天の責をかうふりなんぬ是ハひとへに天魔入道に入か

はりてその家の正にほろひんする也御歎に及はすこそかくわた

らせ給とも伊勢太神宮八幡大ほさつことには君の頼ミおほしめ

す山王七社兩所三聖よも捨はてまいらせ給ハシ(巻第十二)

校異 ①アル事ナレハ(延)ある事で候へば(覚) ②なし(延・覚)

③榮耀極マテ宿運ツキナムトスル上天魔彼身

入代テ加様ニ悪行ヲ企ト云ヘトモ君誤ラセ給事一ナシ(延)

平家たのしみさかへて廿餘年、され共悪行法に過て、

既に亡び候なんず(覚) ④なし(延・覚) ⑤カクテ

渡ラセ給トモ(延)ナシ(覚) ⑥天照大神(延・覚)

⑦正八幡宮(延・覚) ⑧君ノ取分テ持マヒラセ給フ日

吉山王七社(延)ナシ(覚) ⑨一乗守護ノ御誓違事ナ

クシテ彼法花八軸ニ立カケリテコソ護リマヒラセオワシ

マシ候ラメ(延)いかでか捨まいらせ給べき(覚)

⑩去廿日法皇鳥羽殿へうつらせ給ときこしめし後は御神事

とてよるのおと、へいらせ給ひ毎夜に石灰の壇にて太神

宮をそ拜し奉らせ給ける法皇の御事を祈り申させ給けるにこそ

(巻第十二)

校異 ①「内裏ニハ」あり(延) ②「ノ」あり(延) ③ニ

ヲシコメラレサセ給シ日ヨリ(延)に押籠られさせ給て

後は(覚) ④「内裏には臨時の」アリ(覚) ⑤ニ(延)

⑥「主上」アリ(覚) ⑦なし(延・覚) ⑧夜

ごと(覚) ⑨「清涼殿ノ」あり(延・覚) ⑩「伊勢」

アリ(覚) ⑪拜シマヒラセ給ケリ(延)そ御拜ありけ

る(覚) ⑫此御事ヲ祈申サセオワシマシケルニコソ(延)

是はた、一向法皇の御祈也(覚)

延慶本『平家物語』、『源平盛衰記』、 覚一本『平家物語』における天照大神

橋口晋作

日下力氏は『保元物語』の方法^(注一)において、次のような指摘をされた。

彼(筆者注 『保元物語』の作者)の目は、主上(後白河)と上皇(崇徳)との御国争いという、より現象的な次元に注がれている

のである。そうした意識の強さは、例えば、物語の中で頻繁に神慮や仏神の冥慮を持ち出していることから推察できよう。保元の乱を皇位継承の戦いと見る立場からすれば、神明のはからいが殊に重視されなければならないことになると考えられるからである。『平治物語』で神仏の加護や神慮が頼朝と常葉母子の助命に

関してのみ集中しているのに比べれば、『保元物語』におけるその比重ははるかに重い。後白河天皇から皇位を奪おうとする崇徳上皇は、「我モ此時世ヲ争ソワン事、神慮ニモ違ヒ、人望ニモ背カジ物ヲ。」と反乱の決意を述べ、上皇に与した左大臣頼長も、帝位が後白河に移譲されたことを「神慮ノ御謬カ」と指弾、更に、上皇に翻意を促す内大臣実能の言中では、皇位は神慮に任すべきであるという見解が、武力による皇位奪取を戒める論の主調をなす。また、事態の結末を憂慮する故院(鳥羽法皇)の旧臣達は、最後

延慶本『平家物語』、『源平盛衰記』・覚一本『平家物語』における天照大神

の望みを神仏の加護につなぐ。戦いが後白河天皇方の勝利に帰すと、作者自ら「神明ノ御計ト覚タリ」と記し、再び故院の旧臣達を登場させて、「誠ニ神明ノ御助ト覚ヘタリ。末代モ猶憑シ。」と語らせている。このように一貫して神慮への慮りを物語中に描き込んでいくところに、保元の乱を御国争いと規定していた作者の視座が理解できるのである。

『平家物語』も「頻繁に神慮や仏神の冥慮を持ち出している」という点においては、『保元物語』に譲らないだろう。しかも、『四宮御位^(注二)』の後は、安徳天皇と後鳥羽天皇の並び立っているという事態もある。従って、「神慮や仏神の冥慮」と主題との関係如何の問題は、『平家物語』においても十分に考察されるべきであると思う。

「御国争い」という場合、第一に関する神は天照大神であろう。筆者は、ここで、天照大神をとりあげて、『平家物語』における意味を考えてみたい。

更に、『平家物語』といっても、延慶本、源平盛衰記、覚一本を対照すると、天照大神への言及もかなりの差がある。その実態の報告及び、その背景への考察も、あわせて行いたい。

(注一) 講座日本文学『平家物語』上 所収

(注二) 『源平盛衰記』(古典研究會叢書影印本)の目録によった。

一

平家物語』の記事は、諸本間において、異同が著しい。従って、